

雪印種苗行動基準

2019年5月



雪印種苗株式会社

社長メッセージ

1937年に北海道畜産組合連合会の採種事業として芽を吹いた種苗事業は、北海道興農公社(1941年)によって育てられ、北海道酪農協同株式会社種苗部(後の雪印乳業株式会社種苗部)と成長を続け、種苗事業は1950年12月15日に独立した雪印種苗株式会社に引き継がれました。

先人から引き継ぎ、先輩方の努力によって会社は発展してきましたが、2018年4月27日に、「種苗法違反・品種偽装・隠ぺい事件」が発覚し、多くの方々が傷つき、社会へご迷惑をおかけし、今まで築いてきた信頼を失墜させました。

我が社は2020年に創立70年を迎えますが、失墜した信頼を回復しなければ、その先の100年、さらに未来にわたり存続できません。そのため、今回の「種苗法違反・品種偽装・隠ぺい事件」を真摯に我が事として受け止め、企業風土・体質の改革を進める必要があります。

この度、創業の精神である「健土健民」と社は「技術と誠意で農業奉公」を『企業理念』として定めると共に、その『企業理念』を実現するための指針となる行動基準の改定を行いました。

我々が、お客様、社会からの信頼を回復するためには、法令だけでなく、就業規則や社内規定、企業倫理、社会規範等も含めての遵守と行動が必要です。行動基準は、業務遂行にあたり依拠すべき基準となります。また、決めたことが、決めた通りに行われているかを自身で確認する指針にもなります。

今後はこの行動基準を全役職員が業務遂行の指針とし、お客様、社会からの信頼を回復するように行動します。

2019年5月
代表取締役社長

目次

社長メッセージ	1
1. 行動基準の基本的考え	
（1）行動基準の位置づけ	4
（2）雪印種苗のコンプライアンスについて	5
（3）行動基準の改定について	
①改定理由	5
②策定方法	5
③行動基準の運用と会社の対応について	6
（4）「ゆきたねホットライン」について	7
（5）行動基準の周知徹底	8
（6）今後の行動基準の改定について	8
2. お客様への姿勢と行動について	
（1）消費者基本法の遵守	9
（2）お客様との対応	9
（3）適正な製・商品の表示	10
（4）情報公開	10
（5）製・商品、技術の品質問題発生時の対応	10
（6）お客様情報の秘守	11
3. 雪印種苗の製・商品、技術の提供について	
（1）安全性を確保し、安心してお使いいただける製・商品、技術の提供	12
（2）研究、開発	12
（3）原料資材調達	13
（4）生産、加工	13
（5）品質保証	13
（6）物流	14
4. 私たちの社内外での行動について	
（1）働き方改革、次世代育成支援行動計画の推進	15
（2）透明性の高い評価と処遇	15
（3）働きやすい職場	16
（4）人権の尊重とハラスメントの撲滅	16

（５）社内での行動	
①良好な人間関係	17
②会社資産を大事に	17
③緊急事態での対応	18
④５Ｓの推進	18
⑤政治活動や宗教活動	18
⑥教育研修の推進と知識の習得	19
（６）社外での行動	
①社会人として	19
②インサイダー取引の禁止	19
③知的財産権の尊重	20
５．関係者への姿勢と行動	
（１）公正な取引の推進	21
（２）お取引先との節度ある対応	21
（３）市場取引ルールの遵守	21
（４）行政機関との関係	22
（５）個人情報管理	22
（６）企業情報の積極的開示	22
６．社会とのつながり	
（１）環境保全活動の実践	23
（２）地域社会との交流促進	23
（３）反社会的勢力に対する対応	23
（４）国際社会との関係	24
７．「種苗法違反・品種偽装・隠ぺい事件」を風化させないために	25
－参考資料－	
●消費者基本法での【消費者の「８つ」の権利】【事業者の「５つ」の責務】	26
●雪印メグミルクグループの３つの事件の概要	
・雪印種苗「種苗法違反・品種偽装・隠ぺい事件」	27
・雪印乳業食中毒事件	28
・雪印食品牛肉偽装事件	28

1. 行動基準の基本的考え

私たちが、企業理念を実現するための行動の基準を「雪印種苗行動基準」として策定しました。

(1) 行動基準の位置づけ

私たちは、「雪印種苗行動基準」を企業理念(社業の根底となる考えである「創業の精神」と「社是」)を実現するための行動の基準として、遵守していきます。

企業理念

創業の精神「健土健民」

「健全な土地が健全な食料をもたらし、健全な食料が健全な人間を形成する。」
すなわち、「健やかな土地に健やかな民族がある。」

「国土を健康にし農地を肥沃にする根本は、国民の心構えにある。健土は健民がつくる。」

「反芻自戒」より 黒澤酉蔵翁

社是「技術と誠意で農業奉公」

「技術と誠意で農業奉公」の奉公とは、農業に滅私奉公的に尽くすことではなく、お客様と当社と社会が、お互いに発展することである。

この社是の解釈は「知識の習得と技術の向上に努め、食料を生産する農業に不可欠な資材と技術を普及し、農業関係者に対して高い専門性をもって誠実に行動することにより、農業の発展を通じて社会に貢献する」ことである。

当社は創業の精神である「健土健民」を掲げ、「環境保全型農業」の支援に向けて事業を展開しているが、持続的な農業の発展と合わせて、社会全体の環境保全も担っていく。

そして、社是「技術と誠意で農業奉公」を全役職員が実践することによって社会に貢献するとともに、社員の「物的豊かさと精神的豊かさ」を追求し、持続的に発展できる会社を目指す。

社是を実践するための「日々の心構え」

一、常に前進、常に開発

- ・常に、知識の習得と技術の向上に努める。

一、事にあたるに誠心誠意

- ・仲間、お客様の意見を真摯に受け止め、誠実に行動する。

一、人情味あふれる暖かい協力

- ・事業を通じてお客様との繋がりを大切にして社会貢献するとともに、お互いに尊重・協力し、働き甲斐のある職場を作る。

(2) 雪印種苗のコンプライアンスについて

雪印種苗のコンプライアンス(法令等遵守)は、業務において『倫理・安全・品質はすべてに優先する』ことを基本とし、法令や社内規定などの遵守はもちろんのこと、「雪印種苗行動基準」を正しく理解した上で、それに即した行動を意識し、良識をもって行動することです。

私たちは「種苗法違反・品種偽装・隠ぺい事件」を教訓として、業務に当たっては「不正を許しません」、「見て見ぬふりは許しません」の姿勢で業務を行います。

(3) 行動基準の改定について

①改定理由

「種苗法違反・品種偽装・隠ぺい事件」を機に、企業風土を見つめ直し、二度と不祥事を起こさないために、法令の認識向上や社内規定の見直し、整備に取り組んでいます。決めたことについて、どのような姿勢で行動すべきかを今一度明らかにし、全役職員で共有することを目的として、行動基準の改定を行いました。

規定類：規定管理規則

②策定方法

従来の「雪印種苗行動基準」と「雪印メグミルク行動基準」を参考にコンプライアンス室で原案を作成し、全役員で協議検討し策定しました。

日々の行動基準として、決めたことが決めた通りに行われているかを私たち自身で確認できるように項目ごとに記載しました。

基本的な内容を平易に表現することに心がけて記載しました。

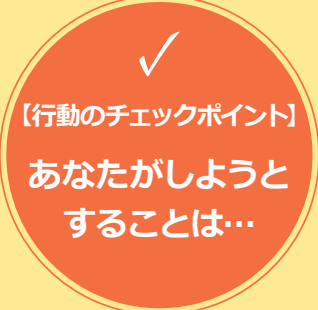
③行動基準の運用と会社の対応について

「雪印種苗行動基準」は、私たちが業務を行う際に必要な基本的で重要な点について定めています。「雪印種苗行動基準」に記載されていない事項については、「雪印種苗行動基準」の策定趣旨(1. 行動基準の基本的考え)にもとづき適切に行動してください。

業務を行う上で、新たな課題や問題が絶えず生まれてきます。私たちは、社内で「雪印種苗行動基準」や「行動のチェックポイント」に照らし合わせても、疑問や不安が残る場合は、すぐに上司への報告・相談、関係部署への問い合わせや、「ホットライン」を活用して相談・連絡するなど、的確に行動します。雪印種苗はその報告・相談・連絡を真摯に受け、適切に対応、解決します。

雪印種苗は、役員・社員が「雪印種苗行動基準」を逸脱した場合は、社内規定に照らし合わせて、応分の処分を行います。

規定類：就業規則、賞罰委員会規程



【行動のチェックポイント】
あなたがしようと
することは…

- ①企業倫理に沿っていますか？
- ②法律に触れませんか？
- ③社会の良識から外れていませんか？
- ④家族に見られて恥ずかしくありませんか？
- ⑤自分自身で本当に正しいと思いますか？

(4)「ゆきたねホットライン」について

「雪印種苗行動基準」に照らし合わせて、「おかしい」、「問題だなあ」、「困ったなあ」などと感じた時は、上司や同僚に相談することが原則ですし、普段から何でも言える職場作りが重要です。そのような風通しの良い会社にすることがコンプライアンス定着徹底の原点です。

しかし、上司や同僚に相談できずに困っていることや判断に迷っていることがあれば、一人で抱え込まず「ゆきたねホットライン」に相談してください。

また、法令や社内規定に反するような社内の不正を見かけたら、「見て見ぬふりをせず」直ちに内部通報するのが社員の役目でもあります。しかし、法令や社内規定の逸脱にかかわる相談・通報だけではなく、業務上のちょっとした疑問・意見・要望・提案・相談など、社内で気になることは何でも受付けます。差別、嫌がらせ、不当な強制などのハラスメントを受けていると感じた場合も、相談・連絡してください。

これらは、自分自身や家族、職場、会社を守る重要な仕組みです。

雪印種苗では、「ゆきたねホットライン」の他に、弁護士が受け付ける当社専用窓口「ゆきたねホットライン 社外(弁護士)」と雪印メグミルクグループとしての窓口「雪印メグホットライン」を用意しております。案件による使い分けはありません。利用しやすいホットラインを選択してください。

※「【ゆきたねホットライン】内部通報相談制度の活用について」をご覧ください。

主な法令：[公益通報者保護法](#)

規定類：[内部通報規則](#)

（５）行動基準の周知徹底

社長からのメッセージ発信を繰り返し、全社を挙げて「雪印種苗行動基準」の周知徹底を行います。その取り組みは、コンプライアンス室を推進部署として、職場グループ毎の活動を核とします。学習、研修、意見交換、情報共有化などによりコンプライアンス意識の定着徹底を図ります。

（６）今後の行動基準の改定について

雪印種苗を取り巻く社内外の環境は変化していきます。行動基準もその変化に対応するために、必要な時期に改定します。



2. お客様への姿勢と行動について

私たちが、お客様に信頼されるための誠実で真摯な姿勢と行動について記載しています。

(1) 消費者基本法の遵守

雪印種苗のお客様は、直接的には酪農生産者、肉牛生産者、農業者、農業団体、種苗店、民間企業、行政などが多いのですが、最終的には一般消費者の食や生活を豊かにすることにつながる事業を推進しています。したがって、私たちには、消費者基本法に則った「消費者の8つの権利」に対する「事業者の5つの責務」を果たすことが求められます。

※消費者基本法での【消費者の「8つ」の権利】【事業者の「5つ」の責務】を参考資料として掲載します。

主な法令：消費者基本法

(2) お客様との対応

私たちは、お客様と対応している時には、雪印種苗を代表しているとの認識で対応します。雪印種苗の代表として、お客様の声を聴き、判断することが求められます。常に、親切、丁寧、迅速に対応することに努めます。

お客様からのお申し出は、ご指摘、ご不満の他、ご質問、ご意見、お褒めと多種多様ですが、お客様が時間と手間をかけて私たちに提供してくださっている貴重な情報でもあります。問題点についての再発防止、未然防止のためにも、常にお客様視点に立ち、お客様の声に真摯に耳を傾け、謙虚に受け止め、製・商品、品質、技術、サービスの改善につなげます。

主な法令：消費者基本法

規 定 類：販売管理規則、販売業務実施要領

(3) 適正な製・商品の表示

製・商品の表示は、お客様が製・商品を選択する際の重要な情報です。適正に表示した製・商品のみが出荷販売できます。そのために、私たちは表示に関する法令、社内規定などを守るのは当然で、常に正確な製・商品情報を提供し、お客様に誤解や誤認を与えません。

適正な製・商品表示を提供できるように、私たちは表示に関するデータベースの適正化、システムの維持、正確なチェックを継続的に行います。

主な法令：飼料安全法、種苗法、製造物責任法、商標法、不当景品及び不当表示防止法、不正競争防止法、独占禁止法、リサイクル法

規定類：品質保証委員会規則、GMP適正製造基準、種苗品質管理規程、種苗品質管理規程細則、製造物管理規程、雪印マーク使用規則、商標管理規程

(4) 情報公開

雪印種苗は、製・商品や技術、研究成果に関する情報を積極的に公開します。お客様への営業、提案の際や広告・宣伝、刊行物、ホームページなどにより情報発信する際は、適正な情報を提供、発信します。

主な法令：消費者基本法、特許法、著作権法、商標法、不当景品及び不当表示防止法

規定類：ホームページ運営管理要領

(5) 製・商品、技術の品質問題発生時の対応

お客様に提供した製・商品、技術、情報などに品質問題や苦情が発生した場合は、迅速に上司に報告し、品質保証室に情報を集約します。その情報を、品質保証室長より社長を始めとする役員に第一報を伝えます。法令違反、問題拡大の可能性など、品質保証室長が関係部署を招集しての緊急品質ミーティングで重大性を判断します。重大性があると一次判断された場合、危機対策管理本部事務局が、社長を本部長とする危機管理対策本部を設置し、社長の陣頭指揮の下、迅速、的確に問題解決に取り組みます。

私たちは、危機管理対策本部案件については、正確な情報を入手し、優先して取り組み、お客様への影響を最小限に留めるようにします。

主な法令：飼料安全法、種苗法、製造物責任法

規定類：就業規則、危機管理規則、品質保証委員会規則、GMP適正製造基準、種苗品質管理規程、製造物管理規程

（６）お客様情報の秘守

雪印種苗は、営業活動や技術支援によって得られたお客様情報およびホームページや会社に寄せられた情報について社内で厳重に管理し、法的な要請や開示・提供することが許されている場合を除いて他に開示しません。

主な法令：消費者基本法、個人情報保護法

規定類：個人情報・特定個人情報管理規則、個人情報保護ガイドライン



3. 雪印種苗の製・商品、技術の提供について

私たちが、お客様に対し責任ある製・商品、技術を提供するための姿勢と行動について記載しています。

(1) 安全性を確保し、安心してお使いいただける製・商品、技術の提供

お客様視点に立ち、安全性を確保し、安心してお使いいただける質の高い製・商品、技術を提供するために、企画、研究・開発、原料資材調達、生産・加工、販売、物流を誠心誠意行っていくことは、雪印種苗の責務です。

主な法令：飼料安全法、種苗法、製造物責任法、建設業法、農薬取締法、肥料取締法、毒物及び劇物取締法

規定類：品質保証委員会規則、GMP適正製造基準、種苗品質管理規程、製造物管理規程

(2) 研究、開発

私たちは、価値ある製・商品と技術を提供するために、市場状況や要望を把握し、研究開発にあたります。

研究・調査データの記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、「ねつ造」、「改ざん」、「盗用」などの不正、非倫理的行為を行ったり、それに加担することは許されません。

特に私たちは、研究・調査や技術、素材・資源などの他者の保有する権利を侵害しません。

主な法令：飼料安全法、家畜伝染病予防法、種苗法、農地法、知的財産権法

規定類：品質保証委員会規則、GMP適正製造基準、種苗品質管理規程、製造物管理規程、職務育種規程、知的財産権取扱規程

（３）原料資材調達

雪印種苗はお客様に安全性を確保し、安心してお使いいただける製・商品を提供するために、法令、社内規定にもとづく原料資材の品質確認を行い、調達します。原料資材を供給いただくお取引先には、安全で適正品質の原料資材供給とその情報提供を求めます。私たちは妥協のない原料資材調達に努めます。

主な法令：飼料安全法、種苗法、製造物責任法、植物防疫法、農薬取締法、

毒物及び劇物取締法、関税法、カルタヘナ法

規 定 類：品質保証委員会規則、GMP適正製造基準、種苗品質管理規程、製造物管理規程

（４）生産、加工

雪印種苗の製・商品は、法令、社内規定に則ったプロセス、表示チェック、品質検査、出荷検査により生産、加工を行います。定められたルールを遵守して生産、加工することが、高い信頼性と安全性の確保につながります。

私たちは、生産、加工において問題が発生した場合、「これくらいなら大丈夫」との勝手な判断をすることは許されません。不良な製・商品の提供につながり、大きな問題を発生させかねません。問題があると思った場合は、すぐに上司に報告し、問題解決に取り組みます。

主な法令：飼料安全法、種苗法、製造物責任法、計量法、水質汚濁防止法、

産業廃棄物処理法

規 定 類：品質保証委員会規則、GMP適正製造基準、種苗品質管理規程、製造物管理規程

（５）品質保証

雪印種苗の製・商品の提供のために、研究・開発、原料資材調達、生産・加工、販売、物流の全プロセスにおける品質保証を全役職員で担います。製・商品の安全性確保および品質を優先することが第一です。そのために私たちは、法令、社内規定にもとづく品質検査、表示チェック、製・商品の管理、品質監査を実施します。不具合が発見された場合は、是正措置を確実にを行い、継続的に改善に取り組みます。

主な法令：飼料安全法、種苗法、製造物責任法、農薬取締法、肥料取締法

規 定 類：品質保証委員会規則、GMP適正製造基準、種苗品質管理規程、製造物管理規程

（６）物流

雪印種苗は物流においても製・商品の品質確保に努力します。

私たちは、製・商品のストックポイント、営業倉庫、運送段階においても、出荷段階の品質を損なわないように、関係する方々と連携し、品質管理を徹底します。

主な法令：飼料安全法、種苗法、製造物責任法

規定類：品質保証委員会規則、GMP適正製造基準、種苗品質管理規程、
製造物管理規程、製品配送管理細則、ストックポイントにおける製品管理細則



4. 私たちの社内外での行動について

私たちが、雪印種苗の一員としてふさわしい社内外での行動について記載しています。

(1) 働き方改革、次世代育成支援行動計画の推進

働き方改革を推進するため、長時間労働の是正など労働時間法制の見直しが行なわれました。

雪印種苗は、法令遵守と「生活と仕事の調和を大切にし、日々の充実を図る」ための「次世代育成支援行動計画」にもとづき、各種人事制度を改定しました。時間外労働時間の管理、フレックスタイム制度の導入、年次有給休暇の取得促進、産業医の面談指導の徹底など、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方「ワーク・ライフ・バランス」、「ダイバーシティ(多様な人材を積極的に活用)」の実現に取り組みます。

そのために、幹部職は部下の業務を促進し、労働時間の管理徹底と業務改善を図っていきます。

主な法令：労働基準法、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法、労働安全衛生法、
次世代育成支援対策推進法、労働時間等設定改善法

規定類：就業規則、安全衛生管理規程、フレックスタイム制細則、
次世代育成支援行動計画

(2) 透明性の高い評価と処遇

私たちは、自分の業務に責任を持ち、誠心誠意取り組みますが、適正な評価と処遇を受けることでやりがいを感じます。

雪印種苗は、上司部下の面談を充実させ、仕事の成果を適正に透明性高く評価するように取り組みます。また人事異動の際は、本人に十分な説明を行います。

規定類：就業規則、一般職昇格取扱規程、幹部職昇格取扱規程、人事考課規程

(3) 働きやすい職場

雪印種苗は社員に対して、安全と健康に十分配慮した環境の良い職場を提供し、快適に業務に取り組めるようにします。

私たちは、雪印種苗の一員としての自覚を持ち、社章や社員証の装着、社名入りユニフォームを着用するなどし、自信と誇りを持った態度で業務に取り組めます。

また、職場のルールを守り、他人の迷惑にならないように気を付けます。

主な法令：労働安全衛生法

規定類：就業規則、安全衛生管理規程、安全衛生管理規程細則

(4) 人権の尊重とハラスメントの撲滅

私たちは、お互いの人権を尊重し、国籍・人種・性別・宗教・思想などの違いやLGBT(性的少数者)に対する差別を決して行いません。

差別や嫌がらせ、不当な強制、相手が不快と思う言動と行動は許されません。私たちは、お互いに認め合い、助け合い、鍛え合い、そしてお互いに思いやりを持って円滑に業務を行います。

雪印種苗は「ハラスメントの禁止」を規定化し、ハラスメントの撲滅に継続的に取り組みます。

「ハラスメントではないか」と判断に迷ったり、対応に困った時、そしてハラスメント行為を知った場合は、上司や同僚、人事総務部に相談したり、周りに言いづらい場合は、「ホットライン」に相談・通報してください。

※人権に関する情報は、社内報「CSRかわら版 人権情報コーナー」に掲載しています。

主な法令：憲法、男女雇用機会均等法、労働安全衛生法、次世代育成支援対策推進法

規定類：就業規則、内部通報規則、次世代育成支援行動計画

(5) 社内での行動

①良好な人間関係

私たちは、お互いの個性を尊重し、相手の意見に耳を傾け、双方向の意思疎通を図りながら、お互いに認め合い、助け合い、高め合える人間関係をつくるように努めます。

社内コミュニケーションの円滑化には、職場内、他部署との相互の対話を通じて、相手に配慮した情報伝達と意見交換が必要です。

役員、幹部職は責任を持って、週次で職場ミーティングを開催し、情報の伝達と意見を受け止めます。

私たちは自由闊達に意見交換し、どんな意見も最後まで聞く姿勢を忘れずに、それぞれの意見を尊重します。

電話やメール、文書などで伝達する場合も、正確な内容で相手に思いやりを持った対応が必要です。

規 定 類：就業規則、私たちの宣言

②会社資産を大事に

私たちは、会社の資産を保護する責任及び保護に協力する責任があります。パソコン、携帯電話をはじめとする機器、設備、備品などの有形なものはもちろん、知的財産や企業・営業秘密などの無形なものも、すべて会社の資産です。

私たちは、これらが無許可で社外に持ち出したり、社内情報については、他言やSNSへの投稿はしません。

私たちは、会社の資産を大切に扱い、最大限に効率よく活用します。

また、どんな小さな資産であっても私物化はしません。

主な法令：不正競争防止法、個人情報保護法、サイバーセキュリティ基本法

規 定 類：就業規則、情報セキュリティ規則、情報システムセキュリティ細則、
情報セキュリティ要領、サイバー攻撃危機管理マニュアル

③緊急事態での対応

私たちの周辺で自然災害や事故、事件などが生じた場合には、まず、人命を最優先して迅速に対応し、被害を最小限に留めるように行動します。お客様、関係先の安全についても常に配慮し、被害を最小限に留めるように行動します。また、そのための防災活動も進めます。

自然災害や事故、事件などの情報は、私たちはまず起こったことを第一報として、速やかに上司や職場、人事総務部に報告します。

主な法令：労働安全衛生法、消防法、道路交通法

規定類：就業規則、危機管理規則

④5Sの推進

私たちは、職場ごとに必要な5S（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）に取り組み、清潔で整理整頓された職場を維持して、業務を適正に規律正しく、効率良く行います。

主な法令：労働安全衛生法

⑤政治活動や宗教活動

私たち個人の政治的な考えと宗教を信仰する権利は保護されます。

しかし、個人により政治への考えや宗教の信仰には違いがあり、それを尊重するために職場内での政治活動や宗教活動は禁止します。

主な法令：憲法

規定類：就業規則

⑥教育研修の推進と知識の習得

「種苗法違反・品種偽装・隠ぺい事件」の反省は、業務を属人化し、慣例を判断基準として行い、業務に関する法令や社内規定を十分に習得、理解していなかったことが挙げられます。

雪印種苗は、法令や社内規定の習得、理解促進するための研修や学習の場を提供していきます。また、業務を円滑に行うため、コミュニケーション力、マネジメント力、問題解決力などを強化する研修を行います。

私たちは、業務での専門性、質の高さを誇りとして、自ら習得に努めます。

規定類：就業規則

（６）社外での行動

①社会人として

私たちは、自らの規範に従った行動ができる自律した大人の集まりです。社会人として自分の行動に責任を持つことが大切であり、社会から信用を損なうような行動は厳に慎まなければなりません。

特に、公共の場での言動や服装・持ち物などから、周囲の人に雪印種苗の役職員であることがわかる場合があります。周囲から見て、雪印種苗の役職員としてふさわしい、良識ある行動と発言に心がけます。

規定類：就業規則

②インサイダー取引の禁止

雪印種苗は、雪印メグミルクグループの一員であり、雪印メグミルクやグループ会社のまだ公になっていない重要事実（決算情報やM&A情報など投資判断に影響する情報）を知ることがあります。その重要事実を知り、事実公開前に雪印メグミルクの株式を売買し個人的な利益を得ることは、インサイダー取引として法令で禁止されています。

私たちは、このような法令違反行為により個人が制裁を受けるだけでなく、雪印種苗、雪印メグミルクグループの社会的評価を大きく損ねることと認識し、インサイダー取引やその疑いを持たれるような行為は行いません。

主な法令：金融商品取引法

規定類：内部者取引規程、就業規則、情報セキュリティ規則、情報システムセキュリティ細則、情報セキュリティ要領、サイバー攻撃危機管理マニュアル

③知的財産権の尊重

研究開発、技術開発や製・商品企画など創作活動から生み出される独創的な発明や技術、また雪印ブランドに託された営業上の信用は、特許権や商標権などの「知的財産権」として法令により保護されています。このような知的財産権を業務に活用することは、他者の模倣行為を退けて自社製・商品、技術の優位性やブランド価値を築くことになります。

私たちは、知的財産権に気を配り、雪印種苗の権利を守ります。同時に他者の知的財産権を尊重します。

主な法令：知的財産権法、不正競争防止法、種苗法

規定類：職務育種規程、知的財産権取扱規程、商標管理規程、
雪印マーク使用規則、雪印マーク使用要領



5. 関係者への姿勢と行動

私たちに関わる関係者との適正な姿勢と行動について記載しています。

(1) 公正な取引の推進

私たちは、製・商品の流通・販売や原料資材の調達、供給などの、すべてのお取引先に対して、お互いに対等な立場で信頼関係を維持し、公正な取引を推進します。販売価格の拘束、不当表示、優越的地位の濫用など独占禁止法に触れるような市場取引を行いません。

また、大切なのは、私たちの企業活動を支えてくれるたくさんの委託先、協力会社の人たちです。「下請業者」ではなく、「良いパートナー」であると考えて接します。下請法に抵触するような、取引は行いません。

主な法令：独占禁止法、下請法、不正競争防止法

規定類：外注管理規程、購買管理規程

(2) お取引先との節度ある対応

私たちは、業務上のコミュニケーションを通じてお取引先との信頼関係を構築し、「私的な利益」となるものは受け取りません。接待・贈答の基本的姿勢としては、節度と良識をもって行うものとし、業務上の必要性、必然性が低いことは自粛します。

主な法令：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び施行令、
国家公務員倫理法

規定類：就業規則

(3) 市場取引ルールの遵守

私たちは、営業活動、広告や宣伝などにおいて、競合会社をはじめとして他者の商品やサービスの誹謗中傷は行いません。また、不当な手段、方法による競合他社などの他者の情報収集は行いません。公正、透明かつ自由な競争にもとづく企業活動を行い、社会から信頼されるように努めます。

主な法令：不正競争防止法、独占禁止法、不当景品及び不当表示防止法

規定類：就業規則

（４）行政機関との関係

私たちは、公務員およびこれに準ずる立場にある役職員に対しては、もたれ合いや癒着と受け取られることのないように、関係する法令とその趣旨を守り、透明性の高い関係を保つよう適切に行動します。

法令への疑問、質問については、放置せずに担当行政機関に問い合わせ、指導いただく姿勢が求められます。

主な法令：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び施行令、

国家公務員倫理法

規 定 類：就業規則

（５）個人情報の管理

私たちは、業務で取り扱っている個人情報を法令、社内規定にもとづき適正に情報を管理運用します。個人情報は、情報提供者の同意された範囲内で業務に関してのみ使用し、外部への流出、紛失および改ざんなどがないように厳重に管理します。

主な法令：個人情報保護法、サイバーセキュリティ基本法

規 定 類：就業規則、個人情報・特定個人情報管理規則、個人情報保護ガイドライン

（６）企業情報の積極的開示

私たちは、お客様、消費者、お取引先をはじめとするすべての関係者の信頼が得られるように、正確な企業情報を適時に開示し、透明性のある経営を実践します。

また、雪印種苗の取り組みについても、ホームページなどを通じて積極的に公開します。

主な法令：会社法

規 定 類：ホームページ運営管理要領



6. 社会とのつながり

私たちの社会との関わり方に関する対応と行動について記載しています。

(1) 環境保全活動の実践

私たちは、業務を通じて「農業の発展と緑豊かな環境づくり」を行い、環境保全活動を実践していきます。

私たちは、農地の保全、農業における環境負荷の軽減、さらに食物の安全性の確保といった「環境保全型農業」への支援と、緑豊かな公園・スポーツ施設作りとその維持、都市・建築空間緑化、自然復元を行い、地球的課題である環境保全活動について業務を通じて実践します。

地球環境の保全のために、工場や事業所からの廃棄物処理法で定義された産業廃棄物は、委託処理する処理・収集運搬業者とマニフェストを交わし、適正に廃棄します。また、省エネルギー、省資源にも、積極的に取り組みます。

主な法令：産業廃棄物処理法、建設業法、種苗法、資源有効利用促進法、省エネ法

(2) 地域社会との交流促進

私たちは、良き市民として、すべての事業所において、地域行事である清掃活動、緑化活動、イベントなどへの積極的参加により、近隣の皆様をはじめとする多くの人とふれあい、コミュニケーションを図ることで、地域との融和を図り、地域で認められる存在になることを目指します。

(3) 反社会的勢力に対する対応

雪印種苗は、反社会的な勢力が支配、運営する企業、団体に関与しません。日常の新規契約や取引の際には、相手先がいわゆる暴力団や会社ゴロ(※)に関与していないかなど、注意する必要があります。そのような個人、グループとの取引及び金銭の要求は毅然と拒否します。

(※) 会社ゴロとは、会社や役員の弱みにつけこんで、会社から金品をゆすり取ることを常習する者をいいます。

主な法令：刑法、会社法、暴力団排除条例

規定類：就業規則

（４）国際社会との関係

私たちは、関係する諸外国・地域において、それぞれの法令などを遵守するとともに、人権を含む国際規範や現地の文化・習慣を尊重しながら、健全な企業活動を行うように努めます。



7. 「種苗法違反・品種偽装・隠ぺい事件」を風化させないために

私たちは、「種苗法違反・品種偽装・隠ぺい事件」を教訓として正しく理解し、二度と起こさないようにします。

そのために、毎年全社を挙げて「種苗法違反・品種偽装・隠ぺい事件」を風化させない活動を実施します。

※2018年雪印種苗「種苗法違反・品種偽装・隠ぺい事件」、2000年雪印乳業食中毒事件、2002年雪印食品牛肉偽装事件の概略について、参考資料として掲載します。



消費者基本法での【消費者の「8つ」の権利】【事業者の「5つ」の責務】

【消費者の「8つ」の権利】

1. 国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、
2. その健全な生活環境が確保される中で、
3. 消費者の安全が確保され、
4. 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、
5. 消費者に対し必要な情報及び
6. 教育の機会が提供され、
7. 消費者の意見が消費者政策に反映され、
8. 並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済がされること

※条文をわかりやすくするために、数字をつけて表記しています。

【事業者の「5つ」の責務】

1. 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
2. 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
3. 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
4. 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
5. 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。

雪印メグミルクグループの3つの事件の概要

【雪印種苗「種苗法違反・品種偽装・隠ぺい事件」】

2018年(平成30年)4月27日に発覚した「種苗法違反・品種偽装・隠ぺい事件」は、2014年(平成26年)8月、2017年(平成29年)7月と2度の内部者と思われる者からの情報提供があったことに端を発しています。

両情報提供からそれぞれ社内調査を実施していますが、種苗商品に表示違反が多数あることから、農林水産省より2018年(平成30年)2月15日に「報告徴収命令」を受けました。客観的かつ徹底した調査を行うために、第三者委員会を設置し調査をお願いしました。

その結果、以下の内容が確認されました。

- ①種苗商品の種子について、種苗法違反の表示が多数あった。
- ②種苗商品の種子について、品種偽装行為が多数確認された。
- ③2014年(平成26年)社内調査において、品種偽装の事実の隠ぺいや不適切な調査が行われた。

第三者委員会からは企業風土の改革、ガバナンス体制の抜本的な改善・再構築、違反表示・品種偽装を予防するための方策、人事の流動化、ホットラインの活性化などについて提言されました。

第三者委員会の調査報告書を受領し社内外に公表しました。公表内容についてマスコミを通じて大きく報道され、お客様、社会からの信頼を大きく失墜しました。その後、お客様へのお詫びと対応、「種苗法違反・品種偽装・隠ぺい事件」を二度と起こさないための再発防止策や風化させない活動を実施しています。

【雪印乳業食中毒事件】

2000年(平成12年)6月に雪印乳業(株)大阪工場製造の低脂肪乳などにより発生した食中毒事件。6月27日大阪市保健所に最初の食中毒患者の届け出がありました。

調査の結果、雪印乳業(株)大樹工場で製造された脱脂粉乳が停電事故で汚染され、それを再溶解して製造した脱脂粉乳を大阪工場で原料として使用していたことがわかりました。

その脱脂粉乳に黄色ブドウ球菌が産生する毒素(エンテロトキシン)が含まれていたことが原因でした。雪印乳業(株)は事件直後の対応に手間取り、商品の回収やお客様・消費者への告知に時間を要したため、被害は13,420人に及びました。

この事件によって、社会に牛乳、乳製品をはじめとする加工食品の製造に、不信と不安を抱かせるだけではなく、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」についての乳業界の解釈と社会の理解との乖離が明らかになるなど、社会に対して大きな影響を与えました。

【雪印食品牛肉偽装事件】

2001年(平成13年)9月、国内でBSE感染牛が発見されたため、国はBSE全頭検査開始前にと畜された国産牛肉を事業者から買い上げる対策を実施しました。これは、雪印乳業(株)の子会社であった雪印食品(株)がこの制度を悪用し、安価な輸入牛肉と国産牛肉とをすり替えて申請し、交付金を不正に受給したという、明らかな詐欺事件です。

事件は2002年(平成14年)1月23日の朝日、毎日両新聞の報道で表面化しました。背景には、食肉業界で「原産地ラベル張り替え」が日常化していたことや、雪印乳業(株)の食中毒事件の影響により雪印食品の売上が減少し経営が悪化していたことに加え、BSE牛発生に伴う消費者の牛肉買い控えにより大量の在庫を抱えてしまっていた、などの状況がありました。

しかし、最大の原因は、当事者の考えや上司の指示がコンプライアンスや企業倫理に反するものであった、ということは否めません。

事件が顕在化してから3ヶ月後の2002年(平成14年)4月末に、雪印食品(株)は解散しました。

[illegible]

